

「Meraki マネージドサービス」利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、ダイワボウ情報システム株式会社(以下「DIS」といいます。)の提供する「Meraki マネージドサービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。当該サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

お客様は、DIS もしくは販売店の指定する方法で利用申込を行うことによって、本規約のすべての条件に同意したものとみなされます。本規約の条件に同意いただけない場合には、利用申込を中止してください。

第1条 定義

1. 「本サービス」とは、お客様および販売店が導入したシスコシステムズ合同会社(以下「シスコシステムズ」といいます。)のクラウド管理ネットワーク製品「Cisco Meraki」(以下「Meraki」といいます。)と、Meraki と連携して動作するセキュリティ製品「Cisco Secure Connect」(以下「CSC」といいます。)の運用および管理を DIS が代行して実施するサービスを意味します。サービスの仕様等の詳細は DIS が別途提示する「サービスメニュー」にて定めるものとし、お客様は「サービスメニュー」に記載される内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 「お客様」とは、「iKAZUCHI(雷)」を利用して販売店が発注した本サービスを、販売店より購入のうえ本規約に同意のうえ利用する個人または法人を意味します。
3. 「販売店」とは、DIS より「iKAZUCHI(雷)」を利用して「本サービス」を発注し、お客様に販売する法人を意味します。
4. 「iKAZUCHI(雷)」とは、DIS が取り扱うソフトウェア(ライセンス商品を含む)、SaaS 商品等サービス型商品の内、DIS が指定する商品を Web サイト(<https://rs.ikazuchi.biz>)にて発注できるサービスならびに付随するサービスを意味します。
5. 「サービスメニュー」とは、DIS が本サービスの仕様、運用ルールおよび使用方法の詳細を定めるドキュメントを意味します。DIS は本サービスの仕様変更に伴い、サービスメニューの内容を変更することができるものとします。
6. 「ドキュメンテーション」とは、印刷または電子的なフォームによって DIS が作成し、お客様に提供するマニュアルおよびレポートを意味します。
7. 「Meraki ダッシュボード」とは、お客様が導入した Meraki と CSC の設定および管理を行う際に利用する、シスコシステムズが提供するクラウド管理プラットフォームを意味します。
8. 「Meraki 接続アカウント」とは、お客様が導入した Meraki と CSC を管理する Meraki ダッシュボードへ接続するためのアカウントを意味します。本サービスを開始するにあたり、お客様には、DIS が利用する Meraki 接続アカウントを登録いただきます。

9. 「Umbrella ダッシュボード」とは、お客様が導入した CSC の設定および管理を行う際に利用する、シスコシステムズが提供するクラウド管理プラットフォームを意味します。
10. 「DIS サポートポータル」とは、お客様の問合せの受付を行う Web 型の問合せシステムを意味します。

第 2 条 業務の委託

1. お客様は保守・管理等を行う本サービス業務を委託し、DIS はこれを受託します。
2. 本業務の委託にあたり、お客様の責任で DIS に対して Meraki 接続アカウントの ID、パスワード等、本サービスを利用するのに必要となる情報（以下「Meraki 接続アカウント情報」といいます。）を DIS に貸与のうえ、本サービスを DIS が利用するのに必要となる保守・管理等を実施するものとします。
3. DIS の責任以外で Meraki 接続アカウント情報が漏洩した場合、DIS は一切の責任を負いません。

第 3 条 契約

1. 本サービスは、お客様が本規約記載の条件に同意し、本サービスの利用契約が成立した場合、DIS はお客様に対して既に導入されている Meraki と CSC の運用・管理サービスを提供します。
2. 本サービスは、Meraki と CSC の導入作業を対象としません。
3. 本サービスは、お客様が iKAZUCHI(雷)ならびに書面にて本サービスを利用申込し、お客様が利用申込時に記載したメールアドレスへ DIS がサービス開始の通知を行った時点で利用契約が成立するものとします。ただし、Meraki の在庫状況や初期不良発生時、設置・設定作業日程によってサービス開始日が遅れる場合があります。また、書面にてお客様が意思表示することにより、DIS が利用する Meraki 接続アカウントの登録を省略して契約することもできます。ただし、DIS が利用する Meraki 接続アカウント登録していただくまでは、お客様固有の Meraki 環境に対するサービスは提供できず、一般的な Meraki 仕様に対するお問い合わせ回答に限定されます。
4. 本サービスは、DIS もしくは販売店から購入した Meraki と CSC のみを対象とします。
5. 本サービスの提供に関する DIS の義務は、本条第 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。なお、DIS は次の各号のいずれか一に該当する事項がある場合には、利用申込を承諾しない場合があります。また、本サービスの利用契約成立後であっても、次の各号のいずれか一に該当する事実が判明した場合には、ただちに本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本サービスの利用契約の申込に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (2) お客様が、本サービスの利用料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある

と DIS が判断した場合

(3) 本サービスに関わらず DIS が提供する全サービスにおいて、過去に不正利用などにより本サービスの利用契約の解除、またはサービスを停止されていることが判明した場合

(4) Meraki と CSC のライセンス契約が有効期間にない場合

(5) 事由の如何にかかわらず、シスコシステムズが Meraki と CSC の利用を承諾しない場合

(6) その他本サービスの利用契約を継続することが、技術上または DIS の業務の遂行上著しい支障があると DIS が判断した場合

6. お客様が管理対象機器の追加を希望する場合は、iKAZUCHI(雷)ならびに書面にて追加申込し、DIS が追加機器に関するサービス開始の通知を行った時点で追加申込の契約が成立いたします。なお、DIS は本条第 5 項各号のいずれか一に該当する事情がある場合には、追加申込を承諾しない場合があります。
7. お客様は、申込時に届け出ていただいたお客様連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレスをいいます。以下同じとします。)に変更があったときは、そのことを速やかに DIS に DIS 所定の方法により届け出ていただきます。
8. DIS は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただすることがあります。
9. お客様は、前々項の届出を怠ったことにより、DIS が従前のお客様連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにお客様が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。
10. お客様が事実に反する届出を行ったことにより、DIS が届出のあったお客様連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
11. 前 2 項の場合において、DIS は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
12. DIS は、お客様連絡先が事実に反しているものと判断したときは、この規約の規定によりお客様に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第4条 本サービスの地位の承継

1. 相続又は法人の合併もしくは分割によりお客様の本サービスの地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、DIS 所定の書面にこれを証明する書類を添えて、DIS まで届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を DIS に対する

る代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3. DIS は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
4. お客様は、第 1 項の届出を怠った場合には、前条の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第 5 条 利用料金

1. 本サービスの利用契約が成立した場合、お客様は販売店が提示する料金とその支払条件に従い本サービス利用料金全額を支払うものとします。
2. 月額契約は、サービス開始月の翌月 1 日から翌月末日までを利用期間とします。ただし申込月を含めて 13 ヶ月の契約を行う必要があります。
3. 年額契約は、サービス開始月の翌月 1 日から 1 年間を利用期間とします。
4. 複数年契約は、サービス開始月の翌月 1 日から規定年数を利用期間とします。
5. 月額契約、年額契約、複数年契約ともにサービス開始初月は無償となります。
6. Meraki の在庫状況や初期不良発生時、設置・設定作業日程によって導入が遅延する場合は別途サービス開始日を変更する場合があります。
7. サービスマニュアルに定める作業回数、ユーザー数、台数を超える場合は、追加費用にて対応いたします。また、最大実施回数に満たない場合でも本サービス利用料金を申し受けます。
8. 本サービス利用料金を変更する場合、DIS は事前に販売店へメール送信あるいは書面の郵送を行うこととします。

第 6 条 著作権等

1. 本サービスおよびドキュメンテーションならびにサービスマニュアルに関する著作権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はシスコシステムズおよび DIS に帰属します。
2. お客様は、DIS の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービスを第三者へ賃貸、賃与、販売または譲渡できないものとします。

第 7 条 保証および責任の限定

1. DIS は、本サービス（ドキュメンテーション、サービスマニュアルおよび Meraki と CSC の自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、Meraki ダッシュボード機能の不具合、Meraki と CSC のクラウドサービスの不具合、お客様の電子メール未達、ロスト、遅延などを含むがこれに限定されない。本条において以下同様とする。）に関して一切の保証を行わないものとします。また、DIS は、本サービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、事故および誤用等に起因するお客様

様の損害につき一切の補償を行いません。

2. 本サービスに起因して利用者もしくはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して DIS は一切の責任を負いません。
3. Meraki 接続アカウント情報の変更、もしくはお客様連絡先変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、DIS からお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とします。
4. 本サービスの契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了となった場合は、お客様の責任で Meraki 接続アカウントの削除を実施することとします。Meraki 接続アカウントが削除されてないことにより発生した事故および誤用等によるお客様の損害に一切の責任を負いません。
5. 本規約のもとで、理由の如何を問わず DIS がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、お客様が損害を生じる直前の 3 ヶ月間に本規約のもとでお客様が実際に支払われた対価の 100% を上限とします。

第 8 条 守秘義務

1. お客様は、(1) 本規約記載の内容、および (2) 本規約および本サービスの利用に関するして知り得た情報（本サービスに関する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、ドキュメンテーションならびにコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、DIS の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本規約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合は DIS に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項に関わらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知である情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - (4) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (5) DIS の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

第 9 条 監査権

DIS は、お客様による本規約の遵守を確認する目的で、事前通知のうえ、DIS の負担によりお客様に対して監査を行う権利を有するものとします。

第 10 条 提供中止

1. DIS は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなく本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) システムの緊急保守を定期的にもしくは緊急にて行うとき
 - (2) インターネットを含むネットワークの障害、火災もしくは停電等の不可抗力、または、第三者による妨害等によりシステムの運用が困難になったとき
 - (3) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (4) お客様もしくは販売店からの本サービス利用料金の支払いが滞ったとき
 - (5) お客様の所在が不明であるとき
 - (6) 上記以外の緊急事態により、DIS がシステムを停止する必要があると判断するとき
 - (7) シスコシステムズの意向にて、契約した Meraki と CSC のサポート期間が終了したとき
2. DIS は前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じたお客様および第三者の損害につき、一切の責任を負いません。

第11条 解約

1. 月額契約、年額契約、複数年契約ともに契約期間中の解約はできません。
2. 月額契約、年額契約、複数年契約ともにお客様は DIS 所定の方法により、契約期間終了日の 10 営業日前までに本サービスの契約更新の解約を申し入れることができます。この場合、月額契約は DIS に通知があった月の末日、年額契約、複数年契約は契約満了日を以て本サービスの利用契約は終了するものとします。ただし、月額契約の場合、サービス開始月から 13 ヶ月の間はこの限りではありません。
3. DIS は事由の如何を問わず、DIS が受け取り済みの本サービス利用料金はお客様に返金することはいたしかねます。
4. お客様が一度契約を解除した後に再契約を行う際は、契約期間終了日翌日からサービス開始日までの期間を遡って契約を行う必要があります。

第12条 契約の解除

1. お客様が本規約に違反した場合、お客様は、本規約に基づく本サービス利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。その場合、本サービスは規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。
2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」といいます）に該当

する、または次の各号のいずれか一に該当することが判明した場合、お客様は、本規約に基づく本サービス利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS はお客様への通知をすることなく、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。その場合、本サービスの利用契約は同時に終了するものとします。

(1) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(4) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. お客様が次の各号のいずれか一に該当することが判明した場合、DIS からお客様への通知をすることなく、お客様は、本規約に基づく本サービス利用料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、DIS に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。かつ、DIS はお客様への通知をすることなく、本サービスの利用契約を解除することができるものとします。その場合、本サービスの利用契約は規約違反の状態の発生と同時に終了するものとします。

(1) DIS への申告、届出内容に虚偽があった場合

(2) お客様がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行もしくは履行遅滞に陥ったとき。

(3) 第10条の規定により本サービスを停止されたお客様が、その原因たる事実を解消しない場合

(4) お客様が、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立、その他これらに類する事由が生じたと知った場合

(5) お客様の所在が不明であるとき

(6) 本規約に違反した場合

(7) 事由の如何を問わず、DIS が本サービスの提供を取りやめた場合

(8) その他、お客様として不適切と DIS が判断した場合

4. DIS は契約期間中であっても、お客様に対する1ヶ月前の通知により本サービス契約の一部または全部を終了させることができるものとします。

5. 前各項にかかわらず、DIS は DIS の都合によりお客様に対する本サービスを終了することができ、DIS が本サービスを終了した場合、DIS はお客様に対する本サービスを提供する義務を負わず、終了および終了の連絡遅延によりお客様に生じた損害についてもその責任を負わないものとします。なお、終了時は DIS が配信する Web ページによりご案内いたします。

第13条 更新

1. 月額契約の場合、本サービス契約は毎月の自動更新となります。
2. 年額契約の場合、本サービス契約は年間での自動更新となります。
3. 複数年契約の場合、本サービス契約は満了日後、年間での自動更新となります。
4. 月額契約、年額契約、複数年契約ともにお客様は DIS 所定の方法により、契約期間終了日の前月 20 日までに本サービス契約の変更を申し入れることができます。この場合、月額契約、年額契約、複数年契約ともに翌月 1 日に契約内容の変更を反映します。ただし、Meraki の在庫状況や初期不良発生時、設置・設定作業日程によって導入が遅延する場合は別途サービス開始日を変更する場合があります。

第14条 月内契約変更

1. 月額契約の場合、月内契約変更はできません。
2. 年額契約、複数年契約の場合、お客様は DIS 所定の方法により月内契約変更を申し入れることができます。DIS は月内契約変更申込受領後 10 営業日後を目安に契約内容の変更を反映します。ただし、Meraki の在庫状況や初期不良発生時、設置・設定作業日程によって導入が遅延する場合は別途サービス開始日を変更する場合があります。
3. 年額契約、複数年契約で月内契約変更を行った場合、追加契約分のサービス開始初月は無償となります、契約期間は既に締結済みの契約終了日までとします。

第15条 再委託

DIS は、保守、サポートの実施をその裁量により第三者に再委託できるものとします。

DIS は、再委託先に対し、本利用規約に基づく DIS の義務を遵守させるものとします。

第16条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、DIS がお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。
 - (1) 氏名、会社名、住所、電話番号、メールアドレス等、お客様が第3条第1項または第2項に基づき届け出た事項
 - (2) Meraki 接続アカウント情報 (Meraki ダッシュボードに接続するための、ID、パスワードを含みます) および Meraki ダッシュボードで取得できる IP アドレス、利用アプリケーション等ネットワーク接続端末情報
 - (3) 購入サービス、ユーザー登録日、契約の更新状況等、お客様と DIS との本サービスの利用契約にかかる事項
 - (4) お客様から提出された問い合わせ内容等

2. お客様は DIS が、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
 - (1) お客様との売買契約、保守契約および業務委託契約などの各種契約の履行のため
 - (2) 当社の取扱商品または当社が提供するサポート、サービスの品質向上のため
 - (3) 当社が主催するセミナー、当社の取扱商品、当社が提供するサポート、サービスまたは情報技術に関するご案内をお客様へ送付するため
 - (4) お客様へ販売した取扱商品のサポート、メンテナンスを実施させていただくため
 - (5) お客様へ新たな取扱商品や各種キャンペーンのご案内を送付するため
3. お客様は、DIS が前項の各行為を実施するにあたり、同社の子会社および関連会社、販売店ならびに代行業者に対して本条第 1 項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。尚、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。
4. お客様は、DIS に対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途 DIS が定める手続が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、DIS は速やかに当該個人情報の訂正もしくは一部削除に応じるものとします。
5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、DIS は開示の義務を負わないものとします。
 - (1) DIS または第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
 - (2) 保有期間を経過し、現に DIS が利用していない情報
 - (3) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
 - (4) DIS 内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
6. お客様は、DIS が本条第 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。
7. お客様は、本サービスの利用契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条第 1 項に基づきユーザー登録を行った事実に関する個人情報が DIS により一定期間利用されることに同意します。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、本サービスに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第17条 一般条項

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、本規約の同意以前にお客様と DISとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。
2. DISは本規約につき、Webサイト
(https://www.idaten.ne.jp/portal/page/out/mss/cisco/sales/service/meraki_managed.html)上のページにおいて同Webサイトが稼働していない場合を除き、常時掲載するものとします。
3. DISが本規約を変更する場合、効力発生日の30日前までに、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容、効力発日につき前項のWebサイト上のページへの掲載その他の方法によりお客様に告知するものとし、当該効力発生日をもって、当該変更後の本規約の効力が生じるものとします。
4. 第6条および第8条の各定めは、本規約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
5. 本規約は、日本国法に準拠するものとします。本規約に起因する紛争の解決については、大阪地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

【サービスメニュー】

月額/年額	サービス名	補足
月額版	Meraki(MR)マネージドサービス 月額 Meraki(MS)マネージドサービス 月額 Meraki(MX)マネージドサービス 月額 Meraki(MV)マネージドサービス 月額 Meraki(Z)マネージドサービス 月額 Meraki(CSC)マネージドサービス 月額 Meraki(CSC)マネージド+レポートサービス 月額	<ul style="list-style-type: none">・サービス開始月の翌月1日から翌月末日までを利用期間とします。・サービス開始初月は無償です。・最低利用期間は13ヶ月とします。・CSCのサービスを契約する場合、1台以上のMXの契約も必要となります。
年額版	Meraki(MR)マネージドサービス 年額 1年 Meraki(MS)マネージドサービス 年額 1年 Meraki(MX)マネージドサービス 年額 1年 Meraki(MV)マネージドサービス 年額 1年 Meraki(Z)マネージドサービス 年額 1年 Meraki(CSC)マネージドサービス 年額 1年 Meraki(CSC)マネージド+レポートサービス 年額 1年	<ul style="list-style-type: none">・サービス開始月の翌月1日から1年間を利用期間とします。・サービス開始初月は無償です。・CSCのサービスを契約する場合、1台以上のMXの契約も必要となります。

複数年版	Meraki(MR)マネージドサービス 年額 3年	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス開始月の翌月1日から規定年数を利用期間とします。 ・サービス開始初月は無償です。 ・CSCのサービスを契約する場合、1台以上のMXの契約も必要となります。
	Meraki(MS)マネージドサービス 年額 3年	
	Meraki(MX)マネージドサービス 年額 3年	
	Meraki(MV)マネージドサービス 年額 3年	
	Meraki(Z)マネージドサービス 年額 3年	
	Meraki(CSC)マネージドサービス 年額 3年	
	Meraki(CSC)マネージド+レポートサービス 年額 3年	
	Meraki(MR)マネージドサービス 年額 5年	
	Meraki(MS)マネージドサービス 年額 5年	
	Meraki(MX)マネージドサービス 年額 5年	
	Meraki(MV)マネージドサービス 年額 5年	
	Meraki(Z)マネージドサービス 年額 5年	
	Meraki(CSC)マネージドサービス 年額 5年	
	Meraki(CSC)マネージド+レポートサービス 年額 5年	

1. サービス内容

本サービスは、お客様（または申込者）に対して提供する、Meraki の運用・管理を代行するサービスです。サービスには以下の内容が含まれます。

(1) お問い合わせ窓口(電話・DIS サポートポータル)

Meraki 不具合に関するお問い合わせに対して、Meraki 及び Umbrella ダッシュボード接続にて不具合要因を特定し、対応策を回答します。なお、Meraki 製品が故障している際は、保守機材の手配までを行います。

Meraki (MR)、Meraki (MX) における Cisco Umbrella との連携設定に関するお問い合わせ、Systems Manager Sentry Wi-Fi 向けの端末登録に関するお問い合わせに対してシスコシステムズの開示するドキュメントに準じた回答をします。

※ お問い合わせは、本サービスの利用に関する技術的事項、および故障に関する内容のみに限定させていただきます。

※ お問い合わせの内容が、お客様（または申込者）が閲覧可能なマニュアルに記載されている内容の場合、マニュアル記載箇所のご案内にて回答とさせていただく場合があります。

※ 保守機材の手配を行うのは、メーカーサポート期間にある製品のみとなります。

※ センドバック対応時、必要に応じて保守機材に対しての初期設定を行います。

※ オンサイト保守対応をご要望の際は別途契約が必要になります。

※ DIS が利用する Meraki 接続アカウントを登録いただけていない間は、お問い合わせ窓口の利用に限られ、お問い合わせ内容も契約機器に対する一般的仕様に限られま

す。

(2) Meraki 死活監視

Meraki ダッシュボードからの死活アラート通知先を当社窓口に設定いただくことで、アラートを代行受信し、Meraki ダッシュボード接続による一次対応と、対応結果を指定された連絡先へ電話もしくは e メールにて通知します。

※ 5 分間装置ダウンが継続した場合にアラート送信・対応着手となります。

※ 死活監視の対象は Meraki 機器のみとなります。クラウドで提供されるサービス・機能については死活監視の対象外となります。

(3) 設定変更作業（最大20回もしくは25回 ※1（依頼回数）/月まで）

お客様（または申込者）からの依頼をもとに、Meraki及びUmbrellaダッシュボードから対象となるMerakiの設定変更を行います。対象作業は以下となります。

- ① トラフィックシェーピング（指定トラフィックの制御）
- ② コンテンツフィルタリング
- ③ ネットワーク接続制限ポリシー適用
MAC アドレス登録による Meraki ネットワークへの接続制御。
- ④ ダッシュボード接続アカウント登録
- ⑤ SSID登録変更
- ⑥ クライアントVPNのユーザー追加・削除作業
- ⑦ 保守機材交換時のシリアル登録、故障機の登録削除
- ⑧ フームウェアバージョンアップスケジュール設定
バージョンアップ後の起動・適用確認まで行います。ただし、平日9-17時以外の場合は翌営業日の確認となります。
- ⑨ APチャンネルチューニングの実施
APチャンネル競合による無線LAN接続不具合時に、お客様（または申込者）からの依頼をもとにチャンネル設定変更を行います。
チャンネル設計、事前検証、サイトサーベイによる調査は行いません。
- ⑩ ポートへのVLAN割り当て変更
- ⑪ Meraki Auto VPN設定変更
- ⑫ Meraki (MR)、Meraki (MX) におけるCisco Umbrellaとの以下連携設定の実施
 - ・ MerakiダッシュボードへのCisco UmbrellaのAPIKEY登録作業
 - ・ MerakiグループポリシーへのCisco Umbrellaポリシーの登録作業
 - ・ Meraki各機器へのMerakiグループポリシー適用作業
- ⑬ Merakiダッシュボードから実施する端末のタグ付け、及び登録削除作業の実施

※各作業に関する端末及び、Systems Manger Sentry Wi-Fi 向けのタグについてはお客様より指定いただくものとします。

- ⑯ 既存 FW ポリシーの設定変更(プライベートアプリとネットワークルール、インターネットルール、IPS ポリシーを設定) ※2
- ⑯ 既存 DNS ポリシーの設定変更(接続リスト、コンテンツカテゴリ、アプリケーション設定、セキュリティ設定、ドメイン管理設定を設定) ※2
- ⑯ 既存 Web ポリシーの設定変更(ファイルの種類のコントロール、HTTPS 検査の設定) ※2
- ⑯ ローカルブレイクアウト設定 ※2
 - ・ MX で実装する場合は SD-WAN トライフィック&シェーピングにて設定
 - ・ Cisco Secure Client で実装する場合は Umbrella のドメイン管理にて設定

※1 Meraki (CSC) のご契約が含まれる場合、依頼回数が 25 回/月までとなります。

※2 ⑯～⑯の設定変更作業は Meraki (CSC) ご契約時のみ対象となります。

(4) 回線確認

通信トラブル発生時に、インターネット回線に問題が発生していないか、事前に開示いただいた回線提供事業者へ確認を行います。

(5) ライセンス・EOL (EOST) 管理

ご契約機器のライセンス情報やEOL (EOST) 情報を販売店へメールでご提供いたします。サービス内容は以下となります。

- ① ライセンス管理 (ライセンス方式がCo-termの場合に限る)
 - ・ライセンス期間終了案内
Merakiからの90日前、30日前アラート受信時に、販売店に個別案内を実施。
 - ・デバイス超過案内
Merakiからの超過アラート受信時に、販売店に個別案内を実施。
- ② ライセンス適用 (ライセンス方式がCo-termの場合に限る)
ご依頼に応じてライセンス適用作業を実施。その場合、別途ライセンスキードの情報が必要になります。
- ③ EOL (EOST) 管理
 - ・メーカーEOL (EOST) 発表時にサポートポータルへ掲載
 - ・サポート終了の2年前、1年半前、1年前に対象機器のご契約がある販売店に個別案内を実施

2. サービス提供時間

(1)	お問い合わせ窓口 (電話・DIS サポートポータル)	24 時間 365 日 ※3
(2)	死活監視（一次対応） ※4	24 時間 365 日
(3)	設定変更・保守部材手配・技術的対応	DIS 営業日の 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※3 技術的問い合わせに関しては、DIS 営業日の月曜日～金曜日 9:00～17:00 での対応となります。

※4 一次対応は、リモートによる不具合要因調査・報告までとなります。

附則

本規約は、令和元年 12 月 2 日から実施します。

附則（令和 2 年 1 月 14 日）

本規約の変更は、令和 2 年 1 月 28 日から実施します。

附則（令和 2 年 5 月 13 日）

本規約の変更は、令和 2 年 6 月 15 日から実施します。

附則（令和 3 年 6 月 23 日）

本規約の変更は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。

附則（令和 3 年 10 月 19 日）

本規約の変更は、令和 3 年 11 月 20 日から実施します。

附則（令和 4 年 4 月 28 日）

本規約の変更は、令和 4 年 5 月 31 日から実施します。

附則（令和 4 年 12 月 7 日）

本規約の変更は、令和 5 年 1 月 9 日から実施します。

附則（令和 5 年 11 月 30 日）

本規約の変更は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。

附則（令和 6 年 6 月 28 日）

本規約の変更は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

附則（令和 7 年 12 月 12 日）

本規約の変更は、令和 8 年 1 月 13 日から実施します。